

# 全日本実業団ヨット連盟

## 契約規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、全日本実業団ヨット連盟（以下、「連盟」という）が締結する契約に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（契約の方法）

連盟の契約は、複数見積契約を原則とする。

ただし、次の各号に該当するときは複数見積契約によらず、契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質または目的が複数見積契約に適さず、企画内容の提案により契約相手を選定する必要がある場合
- (2) 緊急の必要により契約しなければならない場合
- (3) 特許及び著作権等の関係により、契約の相手方が一者に限定される場合
- (4) 少額契約（50万円未満）の場合

### 第3条（見積書の徴収）

前条により契約を行う場合は、契約条件その他見積に必要な事項を示して、見積書を徴収しなければならない。

ただし、必要がないと認められるときは、この限りでない。

### 第4条（契約書の作成及び省略）

契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 少額契約（50万円未満）の場合
- (2) 物件を買い入れる場合、供給者が直ちに全部を納入することができる場合
- (3) 官公署と契約する場合

### 第5条（補則）

この規程に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は理事会が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

以 上